

公益社団法人日本ダーツ協会 プロ選手行動規範

公益社団法人日本ダーツ協会（以下「協会」という。）に登録しているすべてのプロ選手（以下「選手」という。）は、ダーツ競技のみならず、日常生活全般においても自己の行動を律し、スポーツの品位を保ち、スポーツに対する信頼と尊敬を得られるよう努めなければならない。

選手は、以下に定める行動規範を遵守し、責任をもって行動することを誓わなければならない。

【総則】

1. 法令・規約類等の遵守
2. 選手は、法令や協会の規約類、ルールに従って行動しなければならない。選手が未成年者である場合には、本人のみならず、保護者も選手が法令・規約類等を遵守するよう指導しなければならない。
3. 罰則
 - (1) 行動規範に違反したときは、協会が定める倫理・懲戒規定が適用され、違反した選手には、違反行為に応じて、処分が行われる。
 - (2) 自らが行動規範に違反した場合のみならず、他の選手を誘って違反行為をさせた者も違反行為を行った者と等しく処分する。

【禁止事項】

1. ドーピングや薬物摂取の禁止
 - (1) ドーピングをしてはならない。必要な薬物等の服用は医師に相談しなければならない。
 - (2) 覚醒剤や麻薬などの違法薬物の摂取は厳禁する。
2. ギャンブル（賭博）の禁止
 - (1) 賭けゴルフ・賭け麻雀など、賭博行為をしてはならない（競馬・競輪・競艇などの公営競技をのぞく）
 - (2) 国内における闇カジノなどの違法な賭博場への出入りを禁止する（実際に賭博行為を行うか否かを問わない）。
3. 差別の禁止
4. 人種、性別、信条、思想、宗教によって、他者を差別する言動をしてはならない。
5. 反社会的勢力（暴力団等）との関係の禁止
6. 反社会的勢力やその関係者とは一切関係を持つてはならない。

7. 飲酒・喫煙

- (1) 未成年者は飲酒・喫煙してはならない。
- (2) 競技中は、未成年者のみならず成年者であっても飲酒・喫煙してはならない。

- 【遵守事項】

1. 協会が指定する行事には、やむを得ない事情がある場合を除き、参加・協力せねばならない。
2. 協会の活動・行事においては時間を厳守しなければならない。
3. プロにふさわしい、節度のある服装・髪型をせねばならない。
4. 協会主催・共催の競技会等において、服装の指定がある場合には、指定された服装を着用しなければならない。
5. 協会の活動・行事においては、運営役員の指示に従わなければならない。
6. ソーシャルメディア（ブログ、ミクシィ、ツイッター、フェイスブック等）の利用にあたっては、個人への誹謗中傷、権利侵害にあたる投稿をしてはならない。
7. また、ダーツ競技の名誉を害する投稿をしてはならない。

【相談窓口】

以下の場合、各所属支部に相談すること。

- (1) 行動規範に違反する行為を行ったとき
- (2) 行動規範に抵触する事態に巻き込まれたり、巻き込まれそうになったとき
- (3) 自分以外の誰かが行動規範に違反したり、違反しそうになっているとき

附則

本規範は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。